

第一百六条の二十三 金融商品取引所持株会社は、子会社である株式会社金融商品取引所の経営管理を行うこと及びこれに附帯する業務のほか、他の業務を行うことができない。

2 金融商品取引所持株会社は、その業務を行うに当たつては、子会社である株式会社金融商品取引所の業務の公共性に十分配慮し、その業務の健全かつ適切な運営の確保に努めなければならない。

(子会社の範囲)

第一百六条の二十四 金融商品取引所持株会社は、取引所金融商品市場の開設及びこれに附帯する業務を行う会社以外の会社を子会社としてはならない。ただし、内閣総理大臣の認可を受けた場合は、取引所金融商品市場の開設に関する業務を行う会社を子会社とすることができます。

(認可の拒否等に係る規定の準用)

第一百六条の二十五 第八十五条の四の規定は、前条ただし書の認可について準用する。

(認可の取消し)

第一百六条の二十六 内閣総理大臣は、金融商品取引所持株会社がその認可を受けた当時既に第一百六条の十一第二項各号のいずれかに該当していたことが判明したときは、その認可を取り消すことができる。

(報告の徴取及び検査)

第一百六条の二十七 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、金融商品取引所持株会社若しくはその子会社に対し当該金融商品取引所持株会社の業務若しくは財産に關し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該金融商品取引所持株会社若しくは当該子会社の業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件の検査（当該子会社にあつては、当該金融商品取引所持株会社の業務又は財産に關し必要な検査に限る。）をさせることができる。

(監督上の処分)

第一百六条の二十八 内閣総理大臣は、金融商品取引所持株会社が法令に違反したとき、又は金融商品取引所持株会社の行為がその子会社である株式会社金融商品取引所の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがあると認めるときは、当該金融商品取引所持株会社に対し第一百六条の十第一項又は第二項ただし書の認可を取り消し、その他監督上必要な措置をとることを命ずることができる。

2 内閣総理大臣は、金融商品取引所持株会社の取締役、会計参与、監査役又は執行役が法令又は法令に

基づく行政官庁の処分に違反したときは、当該金融商品取引所持株会社に対し、当該取締役、会計参与、監査役又は執行役の解任を命ずることができる。

3 第一項の規定により第一百六条の十第一項又は第三項ただし書の認可を取り消された金融商品取引所持株会社は、速やかに、当該株式会社金融商品取引所を子会社とする会社でなくなるために必要な措置をとらなければならない。

4 前項の措置がとられた場合において、当該措置をとつた者がなお株式会社金融商品取引所の保有基準割合以上の数の対象議決権の保有者であるときは、当該株式会社金融商品取引所を子会社とする会社でなくなつた日を第一百二条の二第三項の特定保有者となつた日とみなして、同項の規定を適用する。

5 内閣総理大臣は、第一項の規定により必要な措置を命じようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

(認可の失効)

第一百七条 金融商品取引所持株会社が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、第一百六条の十第一項及び第二項ただし書の認可は、その効力を失う。

一 株式会社金融商品取引所を子会社とする会社でなくなつたとき（当該株式会社金融商品取引所の議決権の保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定める場合を除く。）。

二 解散したとき。

三 設立、合併（当該合併により設立される会社が金融商品取引所持株会社であるものに限る。）又は新設分割（当該新設分割により設立された会社が金融商品取引所持株会社であるものに限る。）を無効とする判決が確定したとき。

四 認可を受けた日から六月以内に株式会社金融商品取引所を子会社とする会社とならなかつたとき。

2 第百六条の八第二項の規定は、前項の規定により認可が失効した場合について準用する。

（対象議決権に係る規定の準用）

第一百八条 第百三十三条の二第五項の規定は、第一百六条の十四、第一百六条の十五、第一百六条の十七第一項から第三項まで、同項において準用する第一百六条の三第四項、第一百六条の十八第一項、第一百六条の二十一第一項及び第四項、第一百六条の二十二第一項並びに第一百六条の二十八第四項の規定を適用する場合について準用する。

(監督上の処分等に係る規定の準用)

第一百九条 第百六条の二十三第二項並びに第百六条の二十八第一項及び第五項の規定は、株式会社金融商品取引所を子会社とする認可金融商品取引業協会及び金融商品取引所並びに金融商品取引所持株会社を子会社とする認可金融商品取引業協会及び金融商品取引所について準用する。

第三節 取引所金融商品市場における有価証券の売買等

(運営目的)

第一百十条 取引所金融商品市場は、有価証券の売買及び市場デリバティブ取引を公正かつ円滑にし、並びに投資者の保護に資するよう運営されなければならない。

(取引所金融商品取引を行うことができる者)

第一百十一条 取引所金融商品市場における有価証券の売買及び市場デリバティブ取引は、当該取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所の会員等に限り、行うことができる。

2 前項の規定は、同項の会員等から有価証券等清算取次ぎの委託を受けて第百五十六条の七第二項第三号に規定する清算参加者が内閣府令で定める取引を行う場合には、適用しない。

(会員金融商品取引所の取引参加者)

第一百十二条 会員金融商品取引所は、定款の定めるところにより、次に掲げる者（会員以外の者に限る。）に当該会員金融商品取引所の開設する取引所金融商品市場における有価証券の売買及び市場デリバティブ取引（第二号に掲げる者にあつては、登録金融機関業務に係る取引に限る。）を行うための取引資格を与えることができる。

一 金融商品取引業者及び取引所取引許可業者

二 登録金融機関

2 第九十四条及び第九十五条の規定は、前項の規定により取引資格を与えられた者について準用する。
この場合において、第九十四条中「金融商品会員制法人」とあるのは「会員金融商品取引所」と、「脱退する」とあるのは「取引資格を喪失する」と、第九十五条中「脱退する」とあるのは「取引資格を喪失する」と、同条第一号中「金融商品取引業者等」とあるのは「第一百二一条第一項各号に掲げる者」と、同条第二号中「除名」とあるのは「取引資格の取消し」と読み替えるものとする。

(株式会社金融商品取引所の取引参加者)

第一百二十三条 株式会社金融商品取引所は、業務規程の定めるところにより、次に掲げる者に当該株式会社金融商品取引所の開設する取引所金融商品市場における有価証券の売買及び市場デリバティブ取引（第二号に掲げる者にあつては、登録金融機関業務に係る取引に限る。）を行うための取引資格を与えることができる。

一 金融商品取引業者及び取引所取引許可業者

二 登録金融機関

2 第九十四条及び第九十五条の規定は、前項の規定により取引資格を与えられた者について準用する。
この場合において、第九十四条中「定款」とあるのは「業務規程」と、「金融商品会員制法人」とあるのは「株式会社金融商品取引所」と、「脱退する」とあるのは「取引資格を喪失する」と、第九十五条中「脱退する」とあるのは「取引資格を喪失する」と、同条第一号中「金融商品取引業者等」とあるのは「第一百二十三条第一項各号に掲げる者」と、同条第三号中「除名」とあるのは「取引資格の取消し」と読み替えるものとする。

(信認金)

第一百四条 会員等は、定款（株式会社金融商品取引所にあつては、業務規程。次項、第三項、次条第一項（第一百十九条第六項において準用する場合を含む。）、第一百十六条第一項（第一百三十二条において準用する場合を含む。）及び第一百十九条第一項において同じ。）の定めるところにより、金融商品取引所に対し、信認金を預託しなければならない。

- 2 信認金は、定款の定めるところにより、有価証券をもつて充てることができる。
- 3 金融商品取引所は、その定款において、信認金の運用方法を定めなければならない。
- 4 会員等に対して取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引の委託をした者は、その委託により生じた債権に関し、当該会員等の信認金について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有する。

（債務不履行による損害賠償）

第一百五十五条 会員等が取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引に基づく債務の不履行により他の会員等、金融商品取引所又は金融商品取引清算機関（金融商品取引所の定款において定めたものに限る。）に対し損害を与えたときは、その損害を受けた会員等、金融商品取引所又は

金融商品取引清算機関は、その損害を与えた会員等の信認金について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有する。

2 前条第四項の規定による取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引の委託者の優先権は、前項の優先権に対し、優先の効力を有する。

(取引資格の喪失等に伴う取引の結了)

第一百六条 会員等が脱退した場合（取引参加者にあつては、取引資格を喪失した場合）においては、金融商品取引所は、定款の定めるところにより、本人若しくはその一般承継人又は他の会員等に、その取引所金融商品市場においてした有価証券の売買及び市場デリバティブ取引を結了させなければならぬ。この場合には、本人又はその一般承継人は、これらの取引の結了の目的の範囲内において、なお会員等とみなす。

2 前項の規定により金融商品取引所が他の会員等に同項に規定する取引を結了させるときは、本人又はその一般承継人と他の会員等との間に、委任契約が成立していたものとみなす。

(業務規程の記載事項)

第一百十七条 金融商品取引所は、その業務規程において、その開設する取引所金融商品市場ごとに、当該取引所金融商品市場における次に掲げる事項（会員金融商品取引所にあつては、第一号及び第二号を除く。）に関する細則を定めなければならない。

- 一 取引参加者に関する事項
- 二 信認金に関する事項
- 三 取引証拠金に関する事項
- 四 有価証券の売買に係る有価証券の上場及び上場廃止の基準及び方法
- 五 有価証券の売買又は市場デリバティブ取引の種類及び期限
- 六 有価証券の売買又は市場デリバティブ取引の開始及び終了並びに停止
- 七 有価証券の売買又は市場デリバティブ取引の契約の締結の方法
- 八 有価証券の売買又は市場デリバティブ取引の受渡しその他の決済方法
- 九 前各号に掲げる事項のほか、有価証券の売買又は市場デリバティブ取引に関し必要な事項

(標準物)

第一百八条 金融商品取引所は、定款の定めるところにより、市場デリバティブ取引のため、第二条第二

十四項第五号に掲げる標準物を設定することができる。

- 2 前項の場合において、金融商品取引所は、標準物の条件その他の標準物の取引に関し必要な事項を、業務規程で定めなければならない。

(取引証拠金の預託)

第一百九条 金融商品取引所（その取引所金融商品市場における市場デリバティブ取引（内閣総理大臣の定めるものを除く。以下この条において同じ。）の全部又は一部に關し、他の金融商品取引清算機関に金融商品債務引受業を行わせる旨を定款で定めた場合にあつては、当該市場デリバティブ取引について金融商品債務引受業を行う金融商品取引清算機関。第四項において同じ。）は、市場デリバティブ取引について、内閣府令で定めるところにより、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者から、取引証拠金の預託を受けなければならない。

- 一 会員等が自己の計算において市場デリバティブ取引を行う場合又は会員等がその受託した市場デリバティブ取引を第三項の規定に基づき委託証拠金の預託を受けて行う場合 当該会員等

一 会員等がその受託した市場^{デリバティブ}取引（会員等に対する市場^{デリバティブ}取引の委託の取次ぎを受けた者（以下この条において「取次者」という。）から受託した当該市場^{デリバティブ}取引（以下この条において「取次市場^{デリバティブ}取引」という。）を除く。以下この号において同じ。）を行う場合（前号に掲げる場合を除く。） 当該市場^{デリバティブ}取引の委託者（会員等に対して市場^{デリバティブ}取引を委託した者であつて取次者でないものをいう。第三項において同じ。）

三 会員等が、次項の規定に基づき取次証拠金の預託を受けている取次者から受託した取次市場^{デリバティブ}取引を行う場合（第一号に掲げる場合を除く。） 当該取次者

四 会員等が取次市場^{デリバティブ}取引を行う場合（第一号及び前号に掲げる場合を除く。） 当該取

次市場^{デリバティブ}取引の委託の取次ぎの申込みをした者（以下この条において「申込者」という。）

2 取次者は、市場^{デリバティブ}取引の委託の取次ぎの引受けについて、内閣府令で定めるところにより、申込者に、当該取次者に取次証拠金を預託させることができる。

3 会員等は、市場デリバティブ取引の受託について、内閣府令で定めるところにより、委託者又は取次者（当該市場デリバティブ取引が、前項の規定に基づく取次証拠金の預託を申込者から受けていない取次者から受託した取次市場デリバティブ取引である場合にあつては、申込者）に、当該会員等に委託証拠金を預託させることができる。

4 金融商品取引所は、内閣府令で定めるところにより、第一項の規定に基づき預託を受けた取引証拠金を管理しなければならない。

5 第一項の取引証拠金、第二項の取次証拠金及び第三項の委託証拠金は、内閣府令で定めるところにより、有価証券その他内閣府令で定めるものをもつて充てができる。

6 第百十五条第一項の規定は、第一項の取引証拠金（内閣府令で定めるものに限る。）について準用する。この場合において、同条第一項中「有価証券の売買又は市場デリバティブ取引」とあるのは、「市場デリバティブル取引」と読み替えるものとする。

（臨時の取引所金融商品取引の開始等の届出）

第一百二十条 金融商品取引所は、その開設する取引所金融商品市場ごとに、有価証券の売買又は市場デリバ

バティイブ取引を臨時に開始し若しくは終了し、又は停止し若しくは停止を解除したときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(上場の届出等)

第一百二十二条 金融商品取引所は、有価証券をその売買のため又は金融商品等を市場^{デリバティ}バティイブ取引のため上場しようとするときは、その上場しようとする取引所金融商品市場^{デリバティ}に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(上場の承認)

第一百二十二条 金融商品取引所は、当該金融商品取引所が発行者である有価証券をその売買のため、又は当該有価証券、当該有価証券に係る金融指標若しくは当該有価証券に係るオプションを市場^{デリバティ}バティイブ取引のために取引所金融商品市場その他政令で定める市場（当該金融商品取引所（その子会社である金融商品取引所を含む。）及び当該金融商品取引所の総株主の議決権の百分の五十を超える対象議決権を保有する金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場を除く。）に上場しようとするときは、その上場しようとする取引所金融商品市場その他政令で定める市場ごとに、その上場について、内閣総理大

臣の承認を受けなければならない。ただし、第一百一十五条の規定による命令に基づき上場する場合は、この限りでない。

2 内閣総理大臣は、前項の承認の申請があつた場合においては、当該申請に係る上場が当該金融商品取引所又はその子会社である金融商品取引所の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがあると認めるときは、同項の承認をしてはならない。

(金融商品取引所持株会社への準用)

第一百一十二条 前条の規定は、金融商品取引所持株会社について準用する。この場合において、同条第一項中「当該金融商品取引所（その子会社である金融商品取引所を含む。）及び当該金融商品取引所の総株主の議決権の百分の五十を超える対象議決権を保有する金融商品取引所が開設する」とあるのは「当該金融商品取引所持株会社の子会社（第一百五条の十六第四項に規定する子会社をいう。次項において同じ。）である金融商品取引所及び当該金融商品取引所持株会社の総株主の議決権の百分の五十を超える対象議決権を保有する金融商品取引所が開設する」と、同条第二項中「当該金融商品取引所又はその子会社である金融商品取引所」とあるのは「当該金融商品取引所持株会社の子会社である金融商品取引

所」と読み替えるものとする。

(由ら開設する取引所金融商品市場への上場の承認)

第一百二十四条 第百二十二条の規定にかかわらず、金融商品取引所は、次に掲げる者が発行者である有価証券をその売買のため、又は当該有価証券、当該有価証券に係る金融指標若しくは当該有価証券に係るオプションを市場デリバティブ取引のためにその開設する取引所金融商品市場に上場しようとする場合には、その上場しようとする取引所金融商品市場ごとに、その都度、その上場について、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。ただし、次条の規定による命令に基づき上場する場合は、この限りでない。

- 一 当該金融商品取引所
- 二 当該金融商品取引所を子会社とする金融商品取引所持株会社
- 三 当該金融商品取引所の総株主の議決権の百分の五十を超える対象議決権を保有する株式会社金融商品取引所
- 四 当該金融商品取引所の子会社である金融商品取引所又は金融商品取引所持株会社

2 内閣総理大臣は、前項の承認の申請があつた場合においては、当該申請が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、同項の承認をしてはならない。

一 当該申請に係る上場が当該金融商品取引所若しくはその子会社である金融商品取引所又は当該金融商品取引所の総株主の議決権の百分の五十を超える対象議決権を保有する株式会社金融商品取引所の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがあること。

二 当該申請に係る上場に關し、当該取引所金融商品市場における取引の公正が確保されていないこと。

3 第百二十二条の規定にかかわらず、金融商品取引所は、次に掲げる者が発行者である有価証券をその売買のため、又は当該有価証券、当該有価証券に係る金融指標若しくは当該有価証券に係るオプションを市場デリバティブ取引のためにその開設する取引所金融商品市場に上場しようとする場合には、その上場しようとする取引所金融商品市場ごとに、その都度、その上場について、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。ただし、次条の規定による命令に基づき上場する場合は、この限りでない。

一 当該金融商品取引所の主要株主（第二百六条の三第一項の認可又は第二百六条の十七第一項の認可を受

けた者をいう。)

一 当該金融商品取引所の子会社（当該子会社が金融商品取引所又は金融商品取引所持株会社である場合を除く。）

4 内閣総理大臣は、前項の承認の申請があつた場合においては、当該申請に係る上場に關し、当該取引所金融商品市場における取引の公正が確保されていないと認めるときは、同項の承認をしてはならぬ。

（株券等の上場命令）

第一百二十五条 内閣総理大臣は、金融商品取引所が上場する株券等の発行者が発行者である株券等で当該金融商品取引所が上場していないものを、当該金融商品取引所が上場することが公益又は投資者保護のため必要かつ適當であると認めるときは、当該金融商品取引所に対し、その株券等を上場すべき」とを命ずることができる。

（上場廃止の届出等）

第一百二十六条 金融商品取引所は、売買のため上場した有価証券又は市場デリバティブ取引のため上場し

た金融商品等の上場を廃止しようとするときは、その上場を廃止しようとする取引所金融商品市場」とに、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、金融商品取引所は、第一百二十四条第一項の有価証券をその売買のため、又は同項の有価証券、金融指標又はオプションを市場デリバティブ取引のためその開設する取引所金融商品市場に上場している場合において、当該有価証券、金融指標又はオプションの上場を廃止しようとするときは、その上場を廃止しようとする取引所金融商品市場ごとに、その上場の廃止について、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。ただし、第一百二十九条第一項の規定による命令に基づき上場を廃止する場合は、この限りでない。

(上場廃止等の命令)

第一百二十七条 内閣総理大臣は、金融商品取引所が業務規程に違反して金融商品等の上場又は上場の廃止を行おうとする場合又は行つた場合には、当該金融商品取引所に対し、当該上場を行つた金融商品等の上場の廃止又は当該上場の廃止を行つた金融商品等の再上場その他当該違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。この場合においては、行政手続法第十三条第一項の規定による意

見陳述のための手続の区分にかかわらず、聽聞を行わなければならない。

- 2 前項の規定による処分に係る聽聞において行政手続法第十五条第一項の通知があつた場合における同法第三章第二節の規定の適用については、前項の金融商品等のうち、有価証券の発行者は、同条第一項の通知を受けた者とみなす。

(売買の停止等の届出)

第一百二十八条 金融商品取引所は、その開設する取引所金融商品市場ごとに、その上場する金融商品等について、当該取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引を停止し、又は停止を解除したときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(売買停止命令等)

第一百二十九条 内閣総理大臣は、金融商品取引所が上場する有価証券の発行者がこの法律、この法律に基づく命令又は当該有価証券を上場する金融商品取引所の規則に違反した場合において、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、当該金融商品取引所に対し、取引所金融商品市場における当該有価証券の売買を停止し、又は上場を廃止することを命ずることができる。この場合において

は、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 前項の規定による処分に係る聴聞において行政手続法第十五条第一項の通知があつた場合における同法第三章第二節の規定の適用については、前項に規定する発行者は、同条第一項の通知を受けた者とみなす。

(総取引高、価格等の通知等)

第一百三十条 金融商品取引所は、内閣府令で定めるところにより、その開設する取引所金融商品市場における毎日の総取引高、その上場する金融商品等の銘柄別の毎日の最高、最低及び最終の価格、約定数値及び対価の額その他の事項をその会員等に通知し、公表しなければならない。

(総取引高、価格等の報告)

第一百三十二条 金融商品取引所は、内閣府令で定めるところにより、その開設する取引所金融商品市場における毎日の総取引高、その上場する金融商品等の銘柄別の毎日の最高、最低及び最終の価格、約定数値及び対価の額その他の事項を内閣総理大臣に報告しなければならない。

(取引資格の喪失等に伴う取引の結了に係る規定の準用)

第一百三十二条 第百十六条の規定は、会員等の取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引がこの法律又は金融商品取引所の定款で定めるところにより停止された場合について準用する。

(受託契約準則及びその記載事項)

第一百三十三条 会員等は、取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引（有価証券等清算取次ぎを除く。）の受託については、その所属する金融商品取引所の定める受託契約準則によらなければならない。

2 金融商品取引所は、その受託契約準則において、その開設する取引所金融商品市場ごとに、当該取引所金融商品市場における次に掲げる事項に関する細則を定めなければならない。

- 一 有価証券の売買又は市場デリバティブ取引の受託の条件
- 二 有価証券の売買又は市場デリバティブ取引の受渡しその他の決済方法
- 三 有価証券の売買の受託についての信用の供与に関する事項

四 前二号に掲げる事項のほか、有価証券の売買又は市場デリバティブ取引の受託に関する必要な事項

第四節 金融商品取引所の解散等

第一款 解散

（免許の失効）

第一百三十四条 金融商品取引所が次の各号のいずれかに該当するときは、第八十条第一項の免許は、その効力を失う。

- 一 取引参加者の数が五以下となつたとき（株式会社金融商品取引所の場合に限る。）。
- 二 取引所金融商品市場の全部を閉鎖したとき。
- 三 解散したとき。
- 四 設立、合併（当該合併により設立される者が金融商品取引所であるものに限る。）又は新設分割（当該新設分割により設立された者が当該金融商品取引所であるものに限る。）を無効とする判決が確定したとき。
- 五 免許を受けた日から六月以内に取引所金融商品市場を開設しなかつたとき（やむを得ない理由があ

る場合において、あらかじめ内閣総理大臣の承認を受けた場合を除く。)。

- 2 前項第一号又は第四号の規定により免許が失効したときは、その代表者又は代表者であつた者は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(解散の認可)

第一百三十五条 次に掲げる事項は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

- 一 金融商品取引所の解散についての総会の決議
- 二 金融商品取引所を全部又は一部の当事者とする合併（第一百四十条第一項の合併を除く。）
 - 1 金融商品取引所が次に掲げる事由により解散したときは、その代表者であつた者は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。
 - 1 定款で定めた解散の事由の発生
 - 2 会員の数が五以下となつたこと。
 - 3 解散を命ずる裁判

第二款 合併

第一回 通則

第五三十六条 会員金融商品取引所は、他の会員金融商品取引所又は株式会社金融商品取引所と合併することができる。この場合において、合併をする金融商品取引所は、合併契約を締結しなければならない。

2 前項の場合において、吸收合併（金融商品取引所が他の金融商品取引所とする合併であつて、合併により消滅する金融商品取引所（以下この款において「吸收合併消滅金融商品取引所」という。）の権利義務の全部を合併後存続する金融商品取引所（以下この款において「吸收合併存続金融商品取引所」という。）に承継させるものをいう。以下同じ。）又は新設合併（二以上の金融商品取引所がする合併であつて、合併により消滅する金融商品取引所（以下この款において「新設合併消滅金融商品取引所」という。）の権利義務の全部を合併により設立する金融商品取引所（以下この款において「新設合併設立金融商品取引所」という。）に承継させるものをいう。以下同じ。）をする場合には、吸收合併存続金融商品取引所又は新設合併設立金融商品取引所は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者でなければならない。

一 会員金融商品取引所と会員金融商品取引所とが合併する場合 会員金融商品取引所

二 会員金融商品取引所と株式会社金融商品取引所とが合併する場合 株式会社金融商品取引所

第一回 会員金融商品取引所と会員金融商品取引所との合併

(会員金融商品取引所と会員金融商品取引所との吸収合併契約)

第一百三十七条 会員金融商品取引所と会員金融商品取引所とが吸収合併をする場合には、吸収合併契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 吸収合併後存続する会員金融商品取引所（以下この款において「吸収合併存続会員金融商品取引所」という。）及び吸収合併により消滅する会員金融商品取引所（以下この款において「吸収合併消滅会員金融商品取引所」という。）の名称及び住所

一 吸収合併がその効力を生ずる日（以下この款において「効力発生日」という。）その他内閣府令で定める事項

(会員金融商品取引所と会員金融商品取引所との新設合併契約)

第一百三十八条 会員金融商品取引所と会員金融商品取引所とが新設合併をする場合には、新設合併契約に

において、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 新設合併により消滅する会員金融商品取引所（以下この款において「新設合併消滅会員金融商品取引所」という。）の名称及び住所

- 二 新設合併により設立する会員金融商品取引所（以下この款において「新設合併設立会員金融商品取引所」という。）の目的、名称及び主たる事務所の所在地

- 三 前号に掲げるもののほか、新設合併設立会員金融商品取引所の定款で定める事項

- 四 新設合併設立会員金融商品取引所の設立に際して理事長、理事及び監事となる者の氏名その他内閣府令で定める事項

第三目 会員金融商品取引所と株式会社金融商品取引所との合併

（会員金融商品取引所と株式会社金融商品取引所との吸収合併契約）

- 第一百三十九条 会員金融商品取引所と株式会社金融商品取引所とが吸収合併をする場合には、吸収合併契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 吸収合併後存続する株式会社金融商品取引所（以下この款において「吸収合併存続株式会社金融商

品取引所」という。)の商号及び住所並びに吸收合併消滅会員金融商品取引所の名称及び住所

二 吸收合併存続株式会社金融商品取引所が吸收合併に際して吸收合併消滅会員金融商品取引所の会員に對してその持分に代わる株式等(株式又は金錢をいう。以下同じ。)を交付するときは、当該株式等についての次に掲げる事項

イ 当該株式等が吸收合併存続株式会社金融商品取引所の株式であるときは、当該株式の数(種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数)又はその数の算定方法並びに当該吸收合併存続株式会社金融商品取引所の資本金及び準備金の額に関する事項

ロ 当該株式等が金錢であるときは、当該金錢の額又はその算定方法

三 前号に規定する場合には、吸收合併消滅会員金融商品取引所の会員に対する同号の株式等の割当てに関する事項

四 効力発生日その他内閣府令で定める事項

(会員金融商品取引所と株式会社金融商品取引所との新設合併契約)

第一百三十九条の二 会員金融商品取引所と株式会社金融商品取引所とが新設合併をする場合には、新設合

併契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 新設合併消滅会員金融商品取引所の名称及び住所並びに新設合併により消滅する株式会社金融商品取引所（以下この款において「新設合併消滅株式会社金融商品取引所」という。）の商号及び住所
- 二 新設合併により設立する株式会社金融商品取引所（以下この款において「新設合併設立株式会社金融商品取引所」という。）の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数
- 三 前号に掲げるもののほか、新設合併設立株式会社金融商品取引所の定款で定める事項
- 四 新設合併設立株式会社金融商品取引所の設立に際して取締役となる者の氏名及びその設立に際して会計監査人となる者の氏名又は名称
- 五 次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ及びロに定める事項
 - イ 新設合併設立株式会社金融商品取引所が会計参与設置会社である場合 新設合併設立株式会社金融商品取引所の設立に際して会計参与となる者の氏名又は名称
 - ロ 新設合併設立株式会社金融商品取引所が監査役設置会社である場合 新設合併設立株式会社金融商品取引所の設立に際して監査役となる者の氏名

六 新設合併設立株式会社金融商品取引所が新設合併に際して新設合併消滅会員金融商品取引所の会員又は新設合併消滅株式会社金融商品取引所の株主に対して交付するその持分又は株式に代わる当該新設合併設立株式会社金融商品取引所の株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法並びに当該新設合併設立株式会社金融商品取引所の資本金及び準備金の額に関する事項

七 新設合併消滅会員金融商品取引所の会員又は新設合併消滅株式会社金融商品取引所の株主（新設合併消滅金融商品取引所を除く。）に対する前号の株式の割当てに関する事項

八 新設合併消滅株式会社金融商品取引所が新株予約権を発行しているときは、新設合併設立株式会社金融商品取引所が新設合併に際して当該新株予約権の新株予約権者に対して交付する当該新株予約権に代わる当該新設合併設立株式会社金融商品取引所の新株予約権又は金銭についての次に掲げる事項イ 当該新設合併消滅株式会社金融商品取引所の新株予約権の新株予約権者に対して新設合併設立株式会社金融商品取引所の新株予約権を交付するときは、当該新株予約権の内容及び数又はその算定方法

口 イに規定する場合において、イの新設合併消滅株式会社金融商品取引所の新株予約権が新株予約権付社債に付された新株予約権であるときは、新設合併設立株式会社金融商品取引所が当該新株予約権付社債についての社債に係る債務を承継する旨並びにその承継に係る社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法

ハ 当該新設合併消滅株式会社金融商品取引所の新株予約権の新株予約権者に対して金錢を交付するときは、当該金錢の額又はその算定方法

九 前号に規定する場合には、新設合併消滅株式会社金融商品取引所の新株予約権の新株予約権者に対する同号の新設合併設立株式会社金融商品取引所の新株予約権の新株予約権又は金錢の割当てに関する事項

2 前項に規定する場合において、新設合併消滅株式会社金融商品取引所の全部又は一部が種類株式発行会社であるときは、新設合併消滅株式会社金融商品取引所の発行する種類の株式の内容に応じ、同項第七号に掲げる事項（新設合併消滅株式会社金融商品取引所の株主に係る事項に限る。次項において同じ。）として次に掲げる事項を定めることができる。

一 ある種類の株式の株主に対して新設合併設立株式会社金融商品取引所の株式の割当てをしないこと

とするときは、その旨及び当該株式の種類

一 前号に掲げる事項のほか、新設合併設立株式会社金融商品取引所の株式の割当てについて株式の種類」とに異なる取扱いを行うこととするときは、その旨及び当該異なる取扱いの内容

3 第一項に規定する場合には、同項第七号に掲げる事項についての定めは、新設合併消滅株式会社金融商品取引所の株主（新設合併消滅金融商品取引所及び前項第一号の種類の株式の株主を除く。）の有する株式の数（前項第二号に掲げる事項についての定めがある場合にあつては、各種類の株式の数）に応じて新設合併設立株式会社金融商品取引所の株式を交付することを内容とするものでなければならない。

第四目 会員金融商品取引所の合併の手続

（吸収合併消滅会員金融商品取引所の手続）

第三十九条の三 吸収合併消滅会員金融商品取引所は、第三項の総会の日の五日前の日から効力発生日までの間、吸収合併契約の内容その他内閣府令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を主たる事務所に備え置かなければならない。

2 吸収合併消滅会員金融商品取引所の会員及び債権者は、吸収合併消滅会員金融商品取引所に対して、その事業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第一号又は第四号の請求をするには、当該吸収合併消滅会員金融商品取引所の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したもののが閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された情報を電磁的方法であつて内閣府令で定めるものにより提供するとの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

3 吸収合併消滅会員金融商品取引所は、効力発生日の前日までに、総会の決議によつて、吸収合併契約の承認を受けなければならない。

4 吸収合併消滅会員金融商品取引所は、総会員の四分の三以上の賛成がなければ、吸収合併契約の承認の決議をすることができない。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

5 第百一条の四の規定は、吸収合併消滅会員金融商品取引所について準用する。

6 吸収合併消滅会員金融商品取引所が前項において準用する第百一条の四第二項の規定による公告を、官報のほか、次項において準用する会社法第九百三十九条第一項の規定による定款の定めに従い、同項第二号に掲げる公告方法（会員金融商品取引所が公告（この法律の規定により官報に記載する方法によりしなければならないものとされているものを除く。）をする方法をいう。以下この目において同じ。）によりするときは、前項において準用する第一百一条の四第二項の規定による各別の催告は、することを要しない。

7 会社法第九百三十九条第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）の規定は、前項の公告について準用する。

8 吸収合併消滅会員金融商品取引所は、吸収合併存続金融商品取引所との合意により、効力発生日を変更することができる。

9 前項の場合には、吸収合併消滅会員金融商品取引所は、変更前の効力発生日（変更後の効力発生日が変更前の効力発生日前の日である場合にあつては、当該変更後の効力発生日）の前日までに、変更後の効力発生日を公告しなければならない。

10 第八項の規定により効力発生日を変更したときは、変更後の効力発生日を効力発生日とみなし、この款の規定を適用する。

(吸収合併存続会員金融商品取引所の手続)

第一百三十九条の四 吸収合併存続会員金融商品取引所は、次項の総会の日の五日前の日から効力発生日後六月を経過する日までの間、吸収合併契約の内容その他内閣府令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を主たる事務所に備え置かなければならない。

2 吸収合併存続会員金融商品取引所は、効力発生日の前日までに、総会の決議によつて、吸収合併契約の承認を受けなければならない。

3 吸収合併存続会員金融商品取引所は、総会員の四分の三以上の賛成がなければ、吸収合併契約の承認の決議をすることができない。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

4 第百一条の四の規定は、吸収合併存続会員金融商品取引所について準用する。

5 吸収合併存続会員金融商品取引所が前項において準用する第一百一条の四第二項の規定による公告を、官報のほか、次項において準用する会社法第九百三十九条第一項の規定による定款の定めに従い、同項

第二号に掲げる公告方法によりするときは、前項において準用する第一百一条の四第一項の規定による各別の催告は、することを要しない。

6 会社法第九百三十九条第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）の規定は、前項の公告について準用する。

7 吸収合併存続会員金融商品取引所は、効力発生日後遅滞なく、吸収合併により吸収合併存続会員金融商品取引所が承継した吸収合併消滅会員金融商品取引所の権利義務その他の吸収合併に関する事項として内閣府令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならない。

8 吸収合併存続会員金融商品取引所は、効力発生日から六月間、前項の書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

9 吸収合併存続会員金融商品取引所の会員及び債権者は、吸収合併存続会員金融商品取引所に対しても、その事業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該吸収合併存続会員金融商品取引所の定めた費用を支払わなければならぬ。

一 第一項又は前項の書面の閲覧の請求

二 第一項又は前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 第一項又は前項の電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものとの閲覧の請求

四 第一項又は前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて内閣府令で定めるものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

(新設合併消滅会員金融商品取引所の手続)

第一百三十九条の五 新設合併消滅会員金融商品取引所は、第三項の総会の日の十日前の日から新設合併設立金融商品取引所の成立の日までの間、新設合併契約の内容その他内閣府令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を主たる事務所に備え置かなければならない。

2 新設合併消滅会員金融商品取引所の会員及び債権者は、新設合併消滅会員金融商品取引所に対して、その事業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第一号又は第四号に掲げる請求をするには、当該新設合併消滅会員金融商品取引所の定めた費用を支払わなければならぬ。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものとの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて内閣府令で定めるものにより提供する」との請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

3 新設合併消滅会員金融商品取引所は、効力発生の日の前日までに、総会の決議によつて、新設合併契約の承認を受けなければならない。

4 新設合併消滅会員金融商品取引所は、総会員の四分の三以上の賛成がなければ、新設合併契約の承認の決議をすることができない。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

5 第百一条の四の規定は、新設合併消滅会員金融商品取引所について準用する。

6 新設合併消滅会員金融商品取引所が前項において準用する第百一条の四第二項の規定による公告を、官報のほか、次項において準用する会社法第九百三十九条第一項の規定による定款の定めに従い、同項第二号に掲げる公告方法によりするときは、前項において準用する第百一条の四第二項の規定による各別の催告は、することを要しない。

7 会社法第九百三十九条第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）の規定は、前項の公告について準用する。

（新設合併設立会員金融商品取引所の手続）

第一百三十九条の六 第八十八条の三第一項及び第三項、第八十八条の四並びに第八十八条の二十二の規定は、新設合併設立会員金融商品取引所の設立については、適用しない。

2 新設合併設立会員金融商品取引所の定款は、新設合併消滅会員金融商品取引所が作成する。

3 新設合併設立会員金融商品取引所は、その成立の日後遅滞なく、新設合併により新設合併設立会員金融商品取引所が承継した新設合併消滅会員金融商品取引所の権利義務その他の新設合併に関する事項として内閣府令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならない。

4 新設合併設立会員金融商品取引所は、その成立の日から六月間、前項の書面又は電磁的記録及び新設合併契約の内容その他内閣府令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

5 新設合併設立会員金融商品取引所の会員及び債権者は、新設合併設立会員金融商品取引所に対して、

その事業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第一号又は第四号に掲げる請求をするには、当該新設合併設立会員金融商品取引所の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものとの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて内閣府令で定めるものにより提供するとの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

第五目 株式会社金融商品取引所の合併の手続

(吸収合併契約に関する書面等の備置き及び閲覧等)

第一百三十九条の七 吸収合併存続株式会社金融商品取引所（会員金融商品取引所と株式会社金融商品取引所とが吸収合併をする場合における当該吸収合併存続株式会社金融商品取引所に限る。以下この目において同じ。）は、次に掲げる日のいずれか早い日から効力発生日後六月を経過する日までの間、吸収合併契約の内容その他内閣府令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその本店に備

え置かなければならぬ。

一 吸収合併契約について株主総会（種類株主総会を含む。以下この号において同じ。）の決議によつ

てその承認を受けなければならないときは、当該株主総会の日の二週間前の日

二 第百三十九条の十第一項の規定による通知の日又は同条第二項の公告の日のいづれか早い日

三 第百三十九条の十二の規定による手続をしなければならないときは、同条第二項の規定による公告

の日又は同項の規定による催告の日のいづれか早い日

2 吸収合併存続株式会社金融商品取引所の株主及び債権者は、吸収合併存続株式会社金融商品取引所に
対して、その営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四
号に掲げる請求をするには、当該吸収合併存続株式会社金融商品取引所の定めた費用を支払わなければ
ならない。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものとの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて内閣府令で定めるものにより提供するとの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

(吸収合併契約の承認等)

第百三十九条の八 吸収合併存続株式会社金融商品取引所は、効力発生日の前日までに、株主総会の決議によつて、吸収合併契約の承認を受けなければならない。

2 承継する吸収合併消滅会員金融商品取引所の資産に吸収合併存続株式会社金融商品取引所の株式が含まれる場合には、取締役は、前項の株主総会において、当該株式に関する事項を説明しなければならない。

3 吸収合併存続株式会社金融商品取引所が種類株式発行会社である場合において、吸収合併消滅会員金融商品取引所の会員に対して交付する株式等が吸収合併存続株式会社金融商品取引所の株式であるときは、吸収合併は、第百三十九条第一号イの種類の株式（譲渡制限株式であつて、会社法第百九十九条第四項の定款の定めがないものに限る。）の種類株主を構成員とする種類株主総会（当該種類株主に係る株式の種類が二以上ある場合にあつては、当該二以上の株式の種類別に区分された種類株主を構成員と

する各種類株主総会) の決議がなければ、その効力を生じない。ただし、当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主が存しない場合は、この限りでない。

4 第一項の株主総会の決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数（三分の一以上の割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上）を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の三分の一（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上に当たる多数をもつて行わなければならない。この場合においては、当該決議の要件に加えて、一定の数以上の株主の賛成を要する旨その他の要件を定款で定めることを妨げない。

5 前項の規定は、第三項の種類株主総会について準用する。
(吸収合併契約等の承認を要しない場合等)

第一百三十九条の九 前条第一項及び第二項の規定は、第一号に掲げる額の第二号に掲げる額に対する割合が五分の一（これを下回る割合を吸収合併存続株式会社金融商品取引所が定款で定めた場合にあつては、その割合）を超えない場合には、適用しない。ただし、吸収合併消滅会員金融商品取引所の会員に対して交付する株式等の全部又は一部が吸収合併存続株式会社金融商品取引所の譲渡制限株式である場

合であつて、吸收合併存続株式会社金融商品取引所が公開会社（会社法第二条第五号に規定する公開会社をいう。次条第二項第一号及び第一百三十九条の十五第三項において同じ。）でないときは、この限りでない。

一 次に掲げる額の合計額

イ 吸收合併消滅会員金融商品取引所の会員に対して交付する吸收合併存続株式会社金融商品取引所の株式の数に一株当たり純資産額（会社法第一百四十二条第二項に規定する一株当たり純資産額をいう。）を乗じて得た額

ロ 吸收合併消滅会員金融商品取引所の会員に対して交付する金銭の額の合計額

二 吸收合併存続株式会社金融商品取引所の純資産額として内閣府令で定める方法により算定される額
2 前項本文に規定する場合において、内閣府令で定める数の株式（前条第一項の株主総会において議決権を行使することができるものに限る。）を有する株主が次条第一項の規定による通知又は同条第二項の公告の日から二週間以内に吸收合併に反対する旨を吸收合併存続株式会社金融商品取引所に対し通知したときは、効力発生日の前日までに、株主総会の決議によつて、吸收合併契約の承認を受けなければ

ならない。

(株主等に対する通知)

第百三十九条の十 吸収合併存続株式会社金融商品取引所は、効力発生日の二十日前までに、その株主及び新株予約権者に対し、吸収合併をする旨並びに吸収合併消滅会員金融商品取引所の名称及び住所（第百三十九条の八第二項に規定する場合にあつては、同項の株式に関する事項を含む。）を通知しなければならない。

2 次に掲げる場合には、前項の規定による通知は、公告をもつてこれに代えることができる。

- 一 吸収合併存続株式会社金融商品取引所が公開会社である場合
- 二 吸収合併存続株式会社金融商品取引所が第百三十九条の八第一項の株主総会の決議によつて吸収合併契約の承認を受けた場合
- 3 会社法第九百四十条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第三項の規定は、吸収合併存続株式会社金融商品取引所が電子公告により前項の公告をする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(株式買取請求)

第一百三十九条の十一 吸収合併をする場合には、次の各号に掲げる場合における当該各号に定める株主は、吸収合併存続株式会社金融商品取引所に対し、自己の有する株式を公正な価格で買い取ることを請求することができる。

- 一 吸収合併をするために株主総会（種類株主総会を含む。）の決議を要する場合 次に掲げる株主イ 当該株主総会に先立つて当該吸収合併に反対する旨を当該吸収合併存続株式会社金融商品取引所に対し通知し、かつ、当該株主総会において当該吸収合併に反対した株主（当該株主総会において議決権を行使することができるものに限る。）

口 当該株主総会において議決権を行使することができない株主

二 前号に規定する場合以外の場合 すべての株主

- 2 会社法第七百九十七条第五項から第七項まで、第七百九十八条、第八百六十八条第一項、第八百七十一条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、前項の規定による請求に

ついて準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(債権者の異議)

第一百三十九条の十二 吸収合併存続株式会社金融商品取引所の債権者は、吸収合併存続株式会社金融商品取引所に対し、吸収合併について異議を述べることができる。

2 吸収合併存続株式会社金融商品取引所は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知れている債権者（会社法第七百二条に規定する社債管理者（第八項において単に「社債管理者」という。）がある場合にあつては、当該社債管理者を含む。）には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第四号の期間は、一月を下ることができない。

一 吸収合併をする旨

二 吸収合併消滅会員金融商品取引所の名称及び住所

三 吸収合併存続株式会社金融商品取引所の計算書類に関する事項として内閣府令で定めるもの

四 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

3 前項の規定にかかわらず、吸収合併存続株式会社金融商品取引所が同項の規定による公告を、官報の

ほか、会社法第九百三十九条第一項の規定による定款の定めに従い、同項第一号に掲げる公告方法（同法第二条第三十三号に規定する公告方法をいう。）又は電子公告によりするときは、前項の規定による各別の催告は、することを要しない。

4 債権者が第一項第四号の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、当該吸収合併について承認をしたものとみなす。

5 債権者が第一項第四号の期間内に異議を述べたときは、吸収合併存続株式会社金融商品取引所は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該吸収合併をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

6 会社法第九百四十条第一項（第二号に係る部分に限る。）及び第三項の規定は、吸収合併存続株式会社金融商品取引所が電子公告により第二項の規定による公告をする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

7 第一項の規定により社債権者が異議を述べるには、社債権者集会の決議によらなければならぬ。こ

の場合においては、裁判所は、利害関係人の申立てにより、社債権者のために異議を述べることができることを伸長することができる。

8 前項の規定にかかわらず、社債管理者は、社債権者のために異議を述べることができる。ただし、会社法第七百二条の規定による委託に係る契約に別段の定めがある場合は、この限りでない。

9 会社法第八百六十八第三項、第八百七十条（第十一号に係る部分に限る。）、第八百七十二条（第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、第七項の申立てに係る事件について準用する。

（吸收合併等に関する書面等の備置き及び閲覧等）

第一百三十九条の十三 吸收合併存続株式会社金融商品取引所は、効力発生日後遅滞なく、吸收合併により吸收合併存続株式会社金融商品取引所が承継した吸收合併消滅会員金融商品取引所の権利義務その他の吸收合併に関する事項として内閣府令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならない。

2 吸收合併存続株式会社金融商品取引所は、効力発生日から六月間、前項の書面又は電磁的記録をそ

本店に備え置かなければならない。

3 吸収合併存続株式会社金融商品取引所の株主及び債権者は、吸収合併存続株式会社金融商品取引所に対して、その営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該吸収合併存続株式会社金融商品取引所の定めた費用を支払わなければならぬ。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて内閣府令で定めるものにより提供するとの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

(新設合併等に関する書面等の備置き及び閲覧等)

第一百三十九条の十四 新設合併消滅株式会社金融商品取引所（会員金融商品取引所と株式会社金融商品取引所とが新設合併をする場合における当該新設合併消滅株式会社金融商品取引所に限る。以下この項に